

労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に基づく労使協定

株式会社ジョブマックスソリューションズと株式会社ジョブマックスソリューションズ
労働者代表は、労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項の規定に関し、次のとおり協定する。

（対象となる派遣労働者の範囲）

第 1 条 本協定は、派遣先で別表 1 の業務に従事する労働者（以下「対象労働者」という。）に適用する。

2 対象労働者については、派遣先が変更される頻度が高いことから、中長期的なキャリア形成を行い所得の不安定化を防ぐ等のため、本労使協定の対象とする。

3 株式会社ジョブマックスソリューションズは、対象従業員について、一の労働契約の契約期間中に、特段の事情がない限り、本協定の適用を除外しないものとする。

（賃金の構成）

第 2 条 対象労働者の賃金は、基本給、賞与、時間外労働手当、深夜・休日労働手当、通勤手当及び退職手当とする。

（賃金の決定方法）

第 3 条 対象労働者の基本給及び賞与の比較対象となる「同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額」は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 1 の「7、8」のとおりとする。

(1)比較対象となる同種の業務に従事する一般の労働者の職種は「令和 6 年 8 月 27 日職発第 0829 第 1 号「労働者派遣法第 30 条の 4 第 1 項第 2 号イの同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額について」」（以下「通達」という。）に定める「職業安定業務統計の求人賃金を基準値とした一般基本給・賞与等の額」（厚生労働省）の内、別表 1 に記載のとおりとする。

(2)通勤手当については、基本給及び賞与とは分離し、第 6 条のとおりとする。

(3)地域調整については、就業地が東京都、神奈川、埼玉、静岡に限られることから、通達に定める「地域指数」の「東京、神奈川、埼玉、静岡」により調整

第 4 条 対象労働者の基本給及び賞与は、次の各号に掲げる条件を満たした別表 2 のとおりとする。

(1)別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額と同額以上であること

(2)別表 2 の各等級の職務と別表 1 の同種の業務に従事する一般の労働者の平均的な賃金の額との対応関係は次のとおりとすること

A ランク：10 年

B ランク：3 年

C ランク：0 年

2 株式会社ジョブマックスソリューションズは、毎年 4 月に行う定期査定により対象労働者の勤務評価の結果、同じ職務の内容であったとしても、その経験の蓄積・能力の向上があると認められた場合には、基本給額を改定し支払うこととする。

また、より高い等級の職務を遂行する能力があると認められた場合には、その能力に

応じた派遣業の機会を提示するように努めるものとする。

第5条 対象労働者の時間外労働手当、深夜・休日労働手当は、派遣スタッフ就業規則に準じて、法律の定めにしたがって支給する。

第6条 対象労働者の通勤手当は、通勤に要する実費に相当する額を支給する。

第7条 対象労働者の退職手当は、別表2に定める額の5%の額を賃金に上乗せし前払い退職金として支給する。

(賃金の決定に当たっての評価)

第8条 基本給の決定は、勤務評価表を活用し職務の内容、成果、意欲、能力又は経験等を公正に評価し昇給の範囲を決定する。

2 対象労働者の賞与は公正に評価し決定した、基本給額の2%を賃金に上乗せし支給する。

(賃金以外の待遇)

第9条 教育訓練(次条に定めるものを除く。)、福利厚生その他の賃金以外の待遇については、正社員就業規則を準用する。

(教育訓練)

第10条 労働者派遣法第30条の2に規定する教育訓練については、労働者派遣法に基づき別途定める「ジョブマックスソリューションズ教育訓練実施計画」にしたがって、着実に実施する。

(その他)

第11条 本協定に定めのない事項については、別途、労使で誠実に協議する。

(有効期間)

第12条 本協定の有効期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までの1年間とする。

令和8年3月21日

使用者

株式会社ジョブマックスソリューションズ
代表取締役 人見康隆



労働者代表

